

本学に入学を希望される皆様

本学で教員免許状の取得を希望されている学生の皆様

— こども性暴力防止法の施行に伴う実習および資格課程履修上の留意点について —

2024年6月に成立した「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」が、2026年12月25日より施行されます。

本学で教員免許状の取得を希望される方は、以下の内容を十分にご理解のうえ、ご出願・ご入学をご検討ください。

実習生に関する留意点

実習計画において、学校、社会福祉施設など、こどもに対して教育・指導等を行う事業者には、こどもに対する性暴力を防ぐための厳格な取り組みが義務付けられます。これに伴い、教育実習やボランティア活動等を行う実習生についても、性犯罪前科の有無の確認が求められることがあります。

1. 犯罪事実の確認につきまして

性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。その結果、性犯罪前科があることが確認された場合には、こどもと接する実習はできないこととなります。

2. 教員免許状の取得につきまして

教職課程において、教育実習は必須要件となるため、性犯罪前科があることにより教育実習が実施できない場合、**教員免許状が取得できなくなります。**

3. 実習生への対応につきまして

教職課程履修者及び「ボランティア実践 a」または「ボランティア実践 b」の履修者のみなさんには、法の趣旨を理解していただいたうえで、実習前に以下の書類の提出していただく予定です。

①同意書（犯罪事実確認に関する同意）

②誓約書（特定性犯罪前科がない旨の誓約）

※提出いただいた書類につきましては、個人情報保護法に基づき適切に取り扱います。

▼制度の詳細につきましては、こども家庭庁のホームページをご覧ください。

・ [こども家庭庁「こども性暴力防止法」について](#)